

平成 31 年度税制改正に関する提言

平成 30 年 11 月 8 日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
税源の偏在是正に当たっては、平成 30 年度与党税制改正大綱に基づき、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講ずること。その際には、法人が地方公共団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなど地方法人課税の意義や、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討をすること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

個別項目について

- 1 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであるため、社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
なお、消費税・地方消費税の軽減税率制度の導入に伴う減収により、地方財源に影響を与えることのないようにすること。
- 2 車体課税の見直しについては、消費税・地方消費税 10%への引上げと同時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において、環境性能割を導入することとされたが、これによる減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど、地方財政に影響を与えないようにすること。
また、仮に、自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。
- 3 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、新たな森林管理システムにおいて、適切な間伐の実施、林業の人材育成・担い手確保、木材の利用促進、普及啓発等を川上から川下までの各地域で推進するため、私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、必要な助言や十分な説明を行うなど、今後、制度の円滑かつ効果的な実施に向けた取組を着実に進めること。

- 4 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 5 基地交付金等の所要額を確保すること。
- 6 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 7 法人事業税における電気供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
なお、ガス供給業については、収入金額課税から所得課税及び外形標準課税へと課税方式の変更がなされたが、地方税収に影響がないよう、十分に配慮すること。